

合志市農業委員会総会議事録

1．開催日時 令和5年10月10日（火）午後1時30分から午後2時20分

2．開催場所 合志市役所2階大会議室

3．出席委員（13人）

会 長	14番	福 嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平 山	和 敬
委 員	2番	清 原	啓 喜
"	4番	平 野	昭 代
"	6番	村 上	幸 記
"	7番	長 野	昌 治
"	8番	齋 藤	典 夫
"	9番	野 田	隆 一
"	10番	城	英 夫
"	11番	青 木	恵 夫
"	12番	岡 田	政 広
"	13番	坂 口	正 子

4．欠席委員（1人）

委 員	3番	上 野	育 夫
-----	----	-----	-----

5．議事日程

（1）議事録署名者

（2）農家調査及び現地調査員

（3）議案

第1号議案	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第2号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案	農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて
第5号議案	あっせん委員の指名について

6．農業委員会事務局職員

局 長	坂 上 範 行
次 長	竹 田 直 広
主 幹	上 村 恭 子

○事務局長 それでは、ただいまより令和5年10月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 皆さんこんにちは、すっかり秋の気配になりましたけれども、合志市の方ではカントリーの受け入れが7日から始まりました。本格的に稲刈りシーズンで今日から本当にお忙しくなってるんじゃないかなと思っております。忙しい中に総会に出席いただきありがとうございます。さて本日は、年金の研修会がテルサで行われました。去年の資料を見てみますと、合志市は農業者の加入できる方の大体15%から16%ぐらいしか農業者年金に加入がございません。もう少し私達も頑張らなければいけないと思ってるんですけども、年金の推進がとても盛んなあさぎり町の方はですね、大体50%近くの皆さんが年金に加入されているという数字が上がっています。ですから、しっかり私達はですね、老後を考えると、今本当に年金をいただきながら、あのときに入れておいてよかったなというふうに思われてる方が多いんじゃないかと思うので、ぜひ若い方たちに推進を図っていかねばいけない立場ではないかなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。それから活動記録簿の方もですね、本当に毎回大変なことだと思いますけれども、私も先月ですね少し何ヶ月かちょっと溜め込んでしまってたもんですから、これじゃいけないと思って一生懸命書いたんですけど、活動記録しっかり覚えてるのはやっぱり1ヶ月間ぐらいかなというふうに思いました。2ヶ月3ヶ月ためてしまうと、詳しくよくわからないので、大変だと思いますけど、その都度、記入の方よろしくお願いしたいと思います。それでは今日も、いろいろ議案の方がございますので、皆様の慎重な審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。本日は、2番上野委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中13名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） それでは、3.の議事に入ります。
議事録署名者につきましては、11番 青木委員 12番 岡田委員を指名しま

すのでよろしくお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 1番 平山委員 2番 清原委員 10番 城委員 11番 青木委員 12番 岡田委員以上5名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりになっています。申請の理由は家庭菜園のための売買でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの中央上斜線部分が申請地です。申請者の自宅の隣に位置する農地です。4ページが申請地の現況写真です。次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。次に6ページをお開きください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第6号の地域との調和要件は、申請地はこれまで作付けしていませんでしたが、許可後は畑として利用する予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 城委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（城英夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。9月29日の午前9時頃、私と谷山推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、家庭菜園のための所有権移転です。申請地は、申請人の自宅の隣にあり、効率よく作業を行うことができます。また、許可後は野菜を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(異議なしの声あり)

○議長(福島求仁子君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長(福島求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長(福島求仁子君) 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸駐車場への転用です。議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、西合志中学校の東側に位置する農地です。次の8ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地の一部が、既に砂利敷きされている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、40年程前に薬局を開業しようとして農地転用許可を受けて当該申請地を取得されましたが、事業の採算性の問題から保留していたところ、20年程前に西合志中学校及びルーテル学院のグラウンド来訪者から駐車場として貸してほしいとの依頼があり、それ以降貸駐車場として利用してきたということです。農地法の理解不足により、転用目的と違う利用していたことについて反省されています。9ページが配置図です。申請者は主に建築資材や日用品を販売している法人で、近隣の西合志中学校及びルーテル学院グラウンド来訪者用に駐車場100台分を整備し、貸し出す計画です。10ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、農地の広がり約1.27haとなることから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

○議長(福島求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(平山和敬君) それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年9月29日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南側は農地に接しております。今

後追加で施工が必要な箇所についても農地との境界から引いて砂利敷き等の施工を行う予定で土砂流出に留意するとのことです。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○議長（福島求仁子君） 坂口委員

○13番（坂口正子君） すみません、ここは何十年も前から駐車場として貸してあるんですね。最初はこの広さを使って薬局をされる予定だったんです。一度薬局として転用されているのに改めて転用するというのは可能なのでしょうか？

○議長（福島求仁子君） 事務局からお願いします。

○事務局長 この申請地はですね、説明にもありました通り、薬局を作りますということで40年ほど前にですね、農地転用の第5条許可申請で所有権移転されています。面積相当広いなと思うんですけども、この1筆をですね、2,000㎡くらいですか、所有権移転を受けて薬局作りますという計画ではあったらしいんですけども、農業委員会の審議を経て許可が下り所有権登記までは結んでおられます。けれどもそれから先、事業が頓挫したというところで結果として残ったのは地目は畑のまま所有者が持たれていて、その状態で現況としてはもう砂利敷きをして駐車場ということになってしまっているの、そういうちぐはぐな面も出てきておりますので、今回ちゃんとしようということで現状の使い方に合わせて貸駐車場というところで申請されている状況です。

○議長（福島求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3から4ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は工場への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の12ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、東京エレクトロン九州株式会社やソニーセミコンダクタ株式会社の西に位置する農地です。次の13ページが申請地の現況です。14ページが配置図です。申請者は主に半導体製造装置及び付帯装置の製造販売を行う法人で、当該申請地を売買により取得し、既存の第3工場の隣接地に工場、倉庫、事務所機能がある建物1棟、駐車場180台分を設置する計画です。15ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の16ページにお示ししておりますとおり、申請地は約2.7haの農地が連たんした区域内に存在することから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番 岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年9月29日の午前、私と吉岡推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側が農地に接していますが、コンクリートブロックで土砂等の流出防止に努め、敷地周囲には浸透側溝が整備され、既存の工場の集水桝に接続するなど雨水等の排水の対策も考えられているため、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございました。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福島求仁子君）　続きまして、第3号議案　農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局　それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は貸駐車場への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、ルーロ合志の南側にあり、ファミリーマート合志御代志店の東に位置する農地です。次の18ページが申請地の現況です。19ページが配置図です。申請者は主に不動産業等を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、既存の貸駐車場から更に3台分拡張し整備する計画です。20ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の21ページにお示ししておりますとおり、申請地は御代志市民センター内の支所から約300mしか離れていない農地にありますことから、農地区分は「概ね300m以内に役所等が存在する農地」に該当するため、第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君）　事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番　平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君）　それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年9月29日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南東側は農地に接しておりますが、コンクリートブロックで土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお祈ひします。

○議長（福島求仁子君）　ありがとうございました。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君）　ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君）　ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的はコンビニエンスストアへの転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の22ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、県道大津植木線の北側で合生住宅の南側に位置する農地です。次の23ページが申請地の現況です。次の24ページが配置図です。申請者はコンビニエンスストア業を営む法人で、当該土地を借受け、コンビニエンスストア1棟を整備する計画です。

25ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の26ページにお示ししておりますとおり、申請地は西側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療機関である庄嶋医院及び平山内科クリニックが存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年9月29日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲は道路及び隣地に接しており、農地には接していません。周囲にはコンクリートブロック等を設置し、土砂流出に留意されています。また、浸透枳を2基設置されるなど雨水等の排水の対策も考えられているため、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございました。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

賃借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は貸駐車場への転用で、賃借権設定です。議案書別紙の27ページをお願いします。図面中央左側の太枠斜線部分申請地、申請地が賃借権設定番号2の申請地で、菊池病院の北側で東京エレクトロン九州株式会社の西側に位置する農地です。次の28ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地の一部が、既に砂利敷きされている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、平成2年に農地を相続してしばらくは、耕作していたそうですが、建物を建築しなければ問題ないだろうと思いい、需要に応じ現状の状況にしまっていたとのことです。農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省されています。

次の29、30ページが配置図です。申請者は主に貨物運送業及び不動産業等で、当該土地を借受け、従業員及び複数の協力会社のため一時転用により、道向かいの工場建設に伴う作業員用駐車場2箇所併せて517台分を整備し、貸し出す計画です。31ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の32ページにお示ししておりますとおり、申請地の農地区分は「農振農用地区域内にある農地」に該当しますが、許可から3年後に農地に復元することが条件での一時転用であるため許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありせん。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 11番 青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年9月29日の午前、私と櫻井推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は、農振農用地区域となり北側の道路以外は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、合志土地改良区などと一時転用後の農地への復旧作業についても協議済で特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんか

らの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○8番（齋藤典夫君） ちょっと私の理解不足な点なので、確認させていただきたいと思います。別紙の31なんですけど、一般基準の10番、許可後3年間の一時転用ですと、3年後に農地に復元することが条件となっているんですけど、3年後に農地に戻っていることの調査はあるんですか？

○事務局長 一時転用の場合にはですね復元いただいたのちに報告書を出していただくことになっております。ただ、事務局としましてはそれを待っているばかりではなくて、一時転用をしたところはどこっていうのも全部把握してますので、期限が来る前にはですね、きちんと現地調査をして、ちゃんと復元に向けて工事が進んでるなとか、そういう確認をしていくというところでは対応を行なっております。当然全然戻ってないよということであればですね、適切に指導を行っていくということで対応しているところでございます。

○8番（齋藤典夫君） その件で貸駐車場にしますよということですけど、例えば砂利敷きの駐車場なのか、コンクリートを打ち込んだ駐車場かによってかなり違うと思うんですけど、コンクリートの場合は難しいんじゃないかと思うんですけどその辺はどのような計画なんでしょうか。

○事務局 今回の駐車場については砂利敷きとなっております、土地改良区とも協議しまして管が入っておりますのでそこにかからないように等いろいろ細かい指示を出して施工するように、農地に必ず戻すようにっていう指導をしております。

○8番（齋藤典夫君） 細かいとこですいません。事業費を見ると〇〇円ですよね、相当な費用を掛けてするような感じなので、どうなのかなと思いました。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。なかなか砂利を取り除くというのはですね、大変なことだと思います。もう少し慎重にさせていただくならば、砂利の下にシートとかですね敷いていただければ一番いいのではないかと思います。そのあたりのところは、引き受けていただいた業者の方と相談をして予算等もあるかと思いますのでご指導をお願いできればと思っております。

○議長（福島求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号2は原案のとおり可決されました。なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書6ページをお開きください。第4号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。次の7ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の10月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。次の8ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。次に9ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は47,951㎡です。次の10ページをごらんください。今月の利用権設定申出書・計画書の件数は4件です。1番から3番までが再設定です。4番が新規です。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、栗 5年 4,700円（8筆）

番号 2、使用貸借、飼料作物 15年 0円（17筆）

番号 3、使用貸借、人参 5年 0円

番号 4、賃借権、菊芋 5年 8,900円

次の12ページをご覧ください。所有権移転です。4件あります。次は中間管理機構を通じた貸し借り、一括方式について説明いたします。議案書13ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。

次に利用券設定（中間管理機構）【再配分】の番号1番の内容を説明いたします。番号1は賃借権です。利用内容は水田です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、18,000円です。利用権設定（中間管理機構）【一括方式】の番号1番をご覧ください。番号1番は賃借権です。利用内容は普通畑です。利用期間は10年、10a当りの賃借料は、18,000円です。次の14ページをご覧ください。所有権移転です。1件あります。各自以上第4号議案は農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えられます。最後に農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。今回の合意解約件数は 5件 40,970㎡でございます。内契約予定件数が 5件40,970㎡でございます。今回の5件すべて、次の契約が予定されております。これで第3号議案の説明を終わります。

○議長（福島求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○13番（坂口委員） 9ページの〇〇は新規でこれだけの面積を借りられるのでしょうか

か。皆さん高齢になられて増やすのは大変と聞いていたので。

○事務局長 今、坂口委員さんがおっしゃった通りですね。○○さんの構成員の方がもう高齢化してきていて色々大変だという話は事務局としても聞いております。今回ですね利用権設定されるのは1,800㎡ぐらいということで、一番右側の22.9haというのは法人さんの方で現在耕作されている面積ということになります。今回の農地も地主さんの方から法人さんに預けるのでお願いしますということで受けられたんだろうなということで事務局として認識しております。以上でございます。

○議長（福島求仁子君） そのほか何かご質問はありませんか？

○2番（清原啓喜君） 10ページの貸し借りのところでの栗は隣とかの同意を取ったうえでの申請でしょうか？しっかり農業されてるところは畑の横に栗の木を植えられと日照権とかの問題で迷惑なんですよ、どうしても。栗の申請が出た場合は周りの同意を取るようになっているのですか。

○議長（福島求仁子君） 事務局からお願いします。

○事務局長 今のご指摘、大変重要なご指摘だと思います。

新たにですね、果樹とか植えるとなるとですね、将来伸びてくることも考えておかないとですね、おっしゃったように、日照の問題とか葉っぱが落ちて周りの方に迷惑をかけるということになってしまうと、許可をした農業委員会への不信感にも繋がりがねませんので、そういうところはですねしっかりとおっしゃる通りですね審査が必要だと思っております。今回の件につきましてはですね、再設定となっておりますので新規に今から植えてというところではなく、今のところ問題なく苦情とかも聞いておりませんので引き続き適切に管理をされるものだと考えているところでございます。

○2番（清原啓喜君） ちょっと話を聞いたんですが、来年の3月頃ですね。栗を植えると何か補助金が出るとかなんとかで、栗を植えてもいいかと聞かれたんですよ。周りの同意が取ればいいと思いますけどと答えています。補助金が絡んだ申請ならばなおさら周りの同意が必要だと思います。

○事務局長 今のお話ですね、栗を植えると補助金があるよってという話は確かに以前からですね、聞いてはおります。特に栗が盛んな山鹿とか菊池とかあっちの方ではそれを使って栗を植えている人がいらっしゃるという話は聞いております。ただ合志市はですね、本当に栗を植えるのに向いてる場所があるのかっていうところを考えるとですね多くはないと思います。畑が一面に広がってところの真ん中に栗を植えるとなると周りの方も心配されますし、山付きの方の農地なら厳しく言わなくてもいいかなと思いますけれども、もしですね、今後農地法3条とか利用権設定とかが出てきたときに、畑の真ん中で栗を植えますよというようなときには、しっかり聞き取りとかも行っていきます。山付きの方でもやるというこ

とであればですね、周りの同意を取ってますかとか、そういうところはしっかりやっ払いこうということで考えております。

○議長（福嶋求仁子君） そのほか何かご質問はありませんか？

○8番（齋藤典夫君） 今の清原委員の件で一言。私も栗を植えると補助金ができるって話聞いたもんですから、私も転作しようかなと考え、農政課に聞きにいきました。水田活用交付金の対象になるのかということと、JAに関する補助金についても併せて尋ねたところ、栗は転作ではないとの返答でした。私も周りの同意は得ていたものの、今回清原委員のご指摘を聞き再検討をしたいと思います。

○13番（坂口正子君） 栗のお話の中で、補助金をもらうと一反当たり何本植えなければいけないという決まりがあって、うちもやっているのですが、周りに同意は得てないです。

植えてすぐなのでまだ小さい木なんですけど、隣の畑からの間隔をとって植えています。うちの畑は周りより低く、隣は竹藪なのでそのあたりはよかったかなと思っています。

○議長（福嶋求仁子君） そのほか何かご質問はありませんか？

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書14ページをお開きください。売買または賃借希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。続けて申請地の場所ですが、15ページになります。太枠斜線部分が申出地で、合志市人権ふれあいセンターの北側に位置する農地です。こちらは令和4年6月に売買希望としてあっせんに出されておりましたが、賃借でもよいとのことで改めて申し出を出されたものです。

あっせん申し出の理由としましては、所有者が高齢となり農業後継者もいないため、あっせんを申し出てきた次第です。あっせん委員についてですが申出地区

域の担当委員であります野田委員、木永推進委員にお願いします。続いて議案書14ページをお開きください。賃借希望が1件あっております。申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりでなっています。続けて申請地の場所ですが、16ページになります。太枠車線部分が申し出地で、蛇ノ尾公園の北側に位置する農地です。あっせんの理由としましてはこれまで耕作されていた方が辞められたため、新しい耕作者を探してほしいとのことです。あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります野田委員、木永推進委員にお願いします。委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。
第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦労でございますがよろしくお願いいたします。

- 議長（福嶋求仁子君） 以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

4. 閉 会

- 事務局長 それでは、長時間にわたります慎重審議を頂きまして有難うございました。

以上を持ちまして、「令和5年10月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。皆さん大変お疲れ様でございました。

- - - - - ○ - - - - -

閉 会 午後2時25分